◎通所介護 （要介護1～要介護5）

6時間以上7時間未満　1割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴介助加算Ⅰ／Ⅱ(1日)	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅰ／Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(1月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	584	22	40/55	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
2	689	22	40/55	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
3	796	22	40/55	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
4	901	22	40/55	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
5	1,008	22	40/55	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20

6時間以上7時間未満　2割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴介助加算Ⅰ／Ⅱ(1日)	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅰ／Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(1月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	1,168	44	80/110	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
2	1,378	44	80/110	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
3	1,592	44	80/110	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
4	1,802	44	80/110	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
5	2,016	44	80/110	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40

6時間以上7時間未満　3割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴介助加算Ⅰ／Ⅱ(1日)	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅰ／Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(1月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	1,752	66	120/165	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
2	2,067	66	120/165	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
3	2,388	66	120/165	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
4	2,703	66	120/165	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
5	3,024	66	120/165	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60

7時間以上8時間未満　1割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴加算（1日）	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅰ／Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	658	22	40	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
2	777	22	40	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
3	900	22	40	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
4	1,023	22	40	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20
5	1,148	22	40	60	12.0%	30/60	40	20/5	56/76	20

7時間以上8時間未満　2割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴加算（1日）	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	1,316	44	80	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
2	1,554	44	80	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
3	1,800	44	80	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
4	2,046	44	80	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40
5	2,296	44	80	120	12.0%	60/120	80	40/10	112/152	40

7時間以上8時間未満　3割負担

要介護度	介護費（1日）	サービス提供強化体制加算Ⅰ(1日)	入浴加算（1日）	◇認知症加算(1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	ADL維持等加算Ⅱ（1月）	科学的介護推進体制加算（1月）	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／Ⅱ(1月)	個別機能訓練加算Ⅰイ(1日)／Ⅰロ(1日)	個別機能訓練加算Ⅱ(月)※加算Ⅰに上乗せし算定
1	1,974	66	120	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
2	2,331	66	120	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
3	2,700	66	120	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
4	3,069	66	120	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60
5	3,444	66	120	180	12.0%	90/180	120	60/15	168/228	60

◇　認知症加算は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が加算されます。
◇　事業所で送迎を行わない場合は、片道47単位を減算します。
◇　災害等における特例加算については、その都度、お知らせし加算させていただきます。
◇　食費(おやつ代を含む)は、1食700円となります。

◎一関市総合事業　介護予防通所介護（事業対象者及び要支援1～要支援2）

1割負担

要介護度	基　本　額	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1月)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	科学的介護推進体制加算	運動器機能向上加算	食　費(1食)		合　計
要支援　1	1,798	88	12.0%	40	225	700	＝	
要支援　2	3,621	176	12.0%	40	225	700		

2割負担

要介護度	基　本　額	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1月)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	科学的介護推進体制加算	運動器機能向上加算	食　費(1食)		合　計
要支援　1	3,596	176	12.0%	80	450	700	＝	
要支援　2	7,242	352	12.0%	80	450	700		

3割負担

要介護度	基　本　額	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1月)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	科学的介護推進体制加算	運動器機能向上加算	食　費(1食)		合　計
要支援　1	5,394	264	12.0%	120	675	700	＝	
要支援　2	10,863	528	12.0%	120	675	700		

◇　災害等における特例加算については、その都度、お知らせし加算させていただきます。
◇　食費(おやつ代を含む)は、1食700円となります。

(3)その他費用について
・上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担になります。
・通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
　送迎距離片道おおむね、両磐地域境から5km以上10km未満・・・・・・・・・・・・・・・400円

(4)利用料、利用者負担額、その他費用の請求及び支払い方法について
・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行いたします。利用者様、もしくはご家族にお渡しするか郵送します。
・お支払いは　①利用者様（ご家族様）指定口座からの自動振替
　②事業者指定口座への振込み
　③現金払い
　①～③のいずれかでお支払いいただきます。
　①～②は金融機関の手数料が利用者様負担となります。
・お支払いの確認をしましたら、領収書を発行いたします。

※利用料、利用負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分のお支払いをいただくことがあります。

4.サービス提供の流れについて
(1)サービスの利用開始
①介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
②生活相談員が、本人の心身状況等について面接調査を行います。その際、契約書について説明をし、内容をご確認いただいたうえで、契約を締結いたします。
③センターで利用判定会議を開催します。
④判定会議後、結果を電話でご連絡いたします。

(2)自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険サービスで給付を受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定された場合
・利用者がお亡くなりになった場合